

新しい駐車場「銀座ルール」 附置義務駐車場の地域ルールが改正されました

東京都附置義務駐車場の地域ルールである駐車場「銀座ルール」(以下;銀座ルール)が2023年10月10日に改正されました。狭小敷地や小さな間口のビルが多いという銀座の特殊性を考慮して2003年に中央区の要綱に定められた旧銀座ルールは、乗用車駐車施設の隔地・集約を認める画期的なルールでした。商業による通りの連続性の維持発展を目指して策定されたルールでしたが、荷捌きや身障者用の附置義務は残ることから結局は通りに面して駐車場の出入口が並んでしまうなど解決できない課題も生じていました。銀座街づくり会議では、荷捌きや身障者用駐車施設の隔地も含めた銀座ルールの改正を長年にわたり中央区に要望し続けて、ようやくこのたびのルール改正に至りました。

■新しい駐車場「銀座ルール」の特徴

乗用車駐車場の供給過剰および荷捌きと身障者用駐車場附置義務によって通りのにぎわいが途切れるという銀座の課題を中央区も理解し、銀座地区交通環境改善協議会を立ち上げ、有識者や築地警察、駐車場運営者等を巻き込んで丁寧な議論、検討、調査が行われました。2022年3月末に改正案がまとまり、その後2023年10月から運用開始の運びとなりました。

一方で銀座街づくり会議では、交通の優先順位を①歩行者、②公共交通、③自転車、④自動車に決めて「銀座のモビリティ・デザイン案」を2015年に発表。以降、ヒューマンスケールで歩いて楽しい街のために自動車がどうあるべきかを考え続けてきました。銀座の交通のベースであるこの「案」を考慮して改正された新しい銀座ルールの特徴は以下の通りです。

1. 乗用車用駐車施設

【実態調査結果】供給過剰

【銀座ルールでの対応】参加建築物は都条例基準台数×0.41台相当、集約建築物は都条例×0.66台相当まで台数低減を認める。

2. 荷捌き車両用駐車施設

【実態調査経過】現状不足している

【銀座ルールでの対応】所在地や距離等の条件付きで隔地を認める。今後は短時間駐車場需要に応じた路上荷捌きルールの策定等、街や事業者への負担軽減を前提とする効率的な荷捌きのあり方を検討する。

3. 身障者対応駐車施設

【実態調査結果】足りているが使われていない

【銀座ルールでの対応】駐車場施設の快適性および施設間移動の安全性担保を前提としたうえで隔地を認める。今後は、車椅子ユーザー等のバリアの有無に関わらず来街者が自分らしく過ごせる街であるように街として多様な選択肢を追求し、整備に向けて検討する。

■銀座ルールを運用する「銀座駐車場協議会」

銀座地区の実情を考慮しながら駐車場施設が設けられるように、今回の改正に伴ってルールの運用は中央区から銀座街づくり会議内に新しく設けられた「銀座駐車場協議会」に移管されました。銀座ルールに関してご不明な点等、お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】担当：黒田、上野
parking@ginza-machidukuri.jp

>>> 全銀座会の皆様へ <<<

- 銀座ルールは既存建築物にも適用され、乗用車は駐車施設の隔地・集約台数の低減が可能です。なお、原則として既存建築物の場合は台数低減に追加の協力金の納付は求めません。
- 年間の運用状況報告も協議会にて受付中です。来街者の快適性向上とより良い街並み形成のための重要な情報源です。2023年の運用状況報告書のご提出にご協力をお願いいたします。